

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年10月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名
2. 出 席 委 員 14名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 船山 利美 5番 安達 芳紀 7番 遠藤 敬一
8番 佐藤 一志 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
13番 大河原 清 14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一 17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 3名にして氏名は次のとおり
6番 小野 博 9番 浅野 厚司 10番 高橋 隆
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局 長 補佐 大坂 登啓
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子
5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第44号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第47号 非農地証明願に対する可否について
日程第9 議第48号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10 議第49号 南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時00分）

平成30年10月18日南農委告示第11号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は14名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、6番小野博委員、9番浅野厚司委員、10番高橋隆委員の3名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

14番大武伸彦委員、2番高橋誠一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 14番 大武 伸彦 委員
2番 高橋 誠一 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 7,361㎡を、中間管理事業を利用するため合意解約するものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 247㎡を所有権移転のため合意解約するものです。

議長（沼部会長） 次に、2番の現地調査について、2番高橋誠一委員より報告をお願いします。

2番
（高橋誠一委員） 10月20日に現地調査してきました。申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に、3番の現地調査について、8番佐藤一志委員より報告をお願いします。

8番
（佐藤一志委員） 全てが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に、4番の現地調査について、13番大河原清委員より報告をお願いします。

13番
（大河原清委員） 全てが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に、5番の現地調査について、5番安達芳紀委員より報告をお願いします。

5番
（安達芳紀委員） 24日に現地調査しました。申請地は隣接する道路がなく不便な場所ではありますが、耕作されていました。隣地の所有者から話を聞いたところ、申請人は丁寧に耕作すると話があったようで、問題ないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に、6番の現地調査について、事務局より報告をお願いします。

大坂事務局長補佐 先日、高橋隆委員から連絡あり、耕作されて周辺農地に影響ないことを確認してきたとのことでした。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長） 始めに、議第44号4番の案件について、審議いたします。
ここで、17番 黒澤ちよ子 委員の退席を求めます。

……… 17番黒澤ちよ子委員退席（ときに午後2時9分） ………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

………なしの声………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は
挙手を願います。

議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、17番黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………17番黒澤ちよ子委員復席（ときに午後2時10分）……………

議長（沼部会長） これより議第44号4番以外の案件について、審議に入りますが、
一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） ……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる
委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第6議第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申
請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第45号「農地法第4条第1項の規定によ
る許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し2件の許
可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見
の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐
の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■より、▲▲字▲▲ 田 350㎡に農作業小屋を建築するために、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

2番については、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 375㎡に一般住宅を建築するために、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長） ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告をお願いします。

8番（佐藤一志委員） 10月18日に、私と、遠藤敬一委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で、4条2件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………多数挙手……………

議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが多数と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第7議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し7件の許可申請がありましたので提案するものであります。

関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■■■■が■■■■に▲▲字▲▲畑 48㎡を所有権移転し、雪捨て場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲畑 85㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲畑 合計2,045㎡を所有権移転し、資材置き場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断できますが、例外規定の既存敷地の拡張であり転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲畑 194㎡を宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲畑 合計2,039㎡を所有権移転し、建売分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

6番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲畑 537㎡を駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

7番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲畑 940㎡を使用貸借し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長） 　ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告をお願いします。

8番
（佐藤一志委員） 　10月18日に、私と、遠藤敬一委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で、5条7件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） 　これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第47号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第47号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲田605㎡ 畑579㎡ 合計1,184㎡ が、平成4年頃から作業場敷地として利用し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告願います。
- 8番
（佐藤一志委員） 10月18日に、私と、遠藤敬一委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で、非農地1件の現地調査を行ってまいりました。この案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- 4番
（船山利美委員） 暫時、休憩をお願いします。
- 議長（沼部会長） それでは暫時休憩します。（ときに午後2時23分）

- 議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午後2時25分）
- 議長（沼部会長） ほかに質疑意見はありませんか。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第48号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第48号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成30年10月11日付け農第545号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて5件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。
ご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫振興係長 今回は、農地中間管理事業に伴う賃借権の設定でございます。
1番につきましては、■■■■と、「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 6, 150㎡外3筆、合計9, 223㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。
2番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 391㎡外1筆、合計2, 297㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。
3番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、3, 987㎡外9筆、合計12, 753㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

嶋貫振興係長

4番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、991㎡外20筆、合計20,716㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、208㎡外1筆、合計855㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長）

ここで議長を島崎会長職務代理に交代いたします。

……………島崎会長職務代理、議長席へ移動……………

議長（島崎会長代理）

議長を交代しました。

議長（島崎会長代理）

それでは、議第48号4番、5番の案件について、審議いたします。ここで、1番沼部清伸委員の退席を求めます。

……………1番沼部清伸委員退席（ときに午後2時分30分）……………

議長（島崎会長代理）

これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（島崎会長代理）

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（島崎会長代理）

決定することが全員と認めます。

よって本案件は計画のとおり決定することに決しました。

ここで、1番沼部清伸委員の復席を求めます。

……………1番沼部清伸委員復席（ときに午後2時31分）……………

議長（島崎会長代理）

ここで、議長を沼部会長に交代いたします。

ありがとうございました。

- ……………沼部会長、議長席へ移動……………
- 議長（沼部会長） 議長を交代しました。
- 議長（沼部会長） これより議第48号4番、5番以外の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………
- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
- 議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第10議第49号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第49号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成30年10月5日付け農第533号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。
 区域名は全域、借受者は、■■■■、貸付者は、■■■■外4名で、▲▲字▲▲の田、6, 150㎡外38筆、合計 45, 844㎡について、賃貸借契約するもので、
 契約期間は、平成30年12月29日から、平成40年10月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
 この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので、ここで議長を島崎栄一会長職務代理に交代いたします。

……………島崎会長職務代理、議長席へ移動……………

議長（島崎会長代理） 議長を交代しました。

議長（島崎会長代理） それでは、議第49号について、審議いたします。
 ここで、1番沼部清伸委員の退席を求めます。

……………1番沼部清伸委員退席（ときに午後2時35分）……………

議長（島崎会長代理） お諮りいたします。
 これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（島崎会長代理） 異議なしと認めます。
 よって、一括して審議いたします。
 この案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
 本案件について表決いたします。
 お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
 よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
 ここで、1番沼部清伸委員の復席を求めます。

……………1番沼部清伸委員復席（ときに午後2時37分）……………

議長（島崎会長代理） ここで、議長を沼部会長に交代いたします

……………沼部会長、議長席へ移動……………

議長（沼部会長） 議長を交代しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年10月18日付け南農委告示第11号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時38分）